

日常生活用具一覧表【小児慢性特定疾病】

令和6年4月現在

| 種目 | 対象者 | 性能等 |
|-----------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.便器 | 常時介護を要する方 | 小児慢性特定疾病児童が簡単に使用できるもの (手すりをつけることができる。) |
| 2.特殊マット | 寝たきりの状態にある方 | 床ずれの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能があるもの |
| 3.特殊便器 | 上肢機能に障がいのある方 | 足踏ペダルにて温水温風を出すことができるもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 |
| 4.特殊寝台 | 寝たきり状態にある方 | 腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能があるもの |
| 5.歩行支援用具 | 下肢が不自由な方 | おおむね次のような性能がある手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性があるもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの |
| 6.入浴補助用具 | 入浴に介助を要する方 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの |
| 7.特殊尿器 | 自力で排尿できない方 | 尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの |
| 8.体位変換器 | 寝たきりの状態にある方 | 介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに簡単に使用できるもの |
| 9.車いす | 下肢が不自由な方 | 小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性があるもの |
| 10.頭部保護帽 | 発作等により頻繁に転倒する方 | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの |
| 11.たん吸引器 | 呼吸器機能に障がいのある方 | 小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの |
| 12.クールベスト | 体温調節が著しく難しい方 | 疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの |
| 13.紫外線カットクリーム | 紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある方 | 紫外線をカットできるもの |
| 14.ネブライザー(吸入器) | 呼吸器機能に障がいのある方 | 小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの |
| 15.パルスオキシメーター | 人工呼吸器の装着が必要な方 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能があり、介助者等が簡単に使用できるもの |
| 16.ストーマ装具(消化器系) | 人工肛門を増設した方 | 小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの |
| 17.ストーマ装具(尿路系) | 人工膀胱を増設した方 | 小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの |
| 18.人工鼻 | 人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方 | 小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの |